

# 避難実施要領

東庄町長  
○月○日○時○分現在

## 1 警報の内容

(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

要避難地域内に居住の町民は現に所在する場所から最も近いコンクリート造りの堅ろうな建物に避難、もしくは安全が確保できる場所に避難をするとともに、安全が確認されるまでの間そのまま屋内避難を継続すること。

実際に弾道ミサイルが発射されたときに対応できるよう、町としては、町民に対し警報の発令に関する情報を伝達するとともに、今後のとるべき留意事項について周知する。

## 2 避難の指示

(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)

「要避難地域」東庄町全域(原則屋内避難とする)

※笹川地区においては公共施設や家屋が集中しミサイル着弾後の大規模被害が想定されることから、笹川地区以外の緊急一時施設に避難する。

「関係機関が講ずべき措置の概要」

自衛隊 : 安全確保に配慮しつつ屋内避難の呼びかけ、誘導の実施

警察 : 安全確保に配慮しつつ屋内避難の呼びかけ、誘導の実施

: 安全確保に配慮しつつ周辺道路の交通規制及び警備を実施

「避難の方法」

○屋内にいる場合

屋内の安全な場所に待機するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、ミサイル関連情報の収集に努める。

○屋外にいる場合

速やかに近く堅ろうな建物に移動し、避難のため屋外にいる時間は最小限にとどめる。

屋内への避難が困難なときは、山林等の物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

## 3 避難の方法に関する事項(法第61条第2項第1号)

要避難地域	笹川地区	神代地区	橘地区	東城地区
要避難者数	5291	1750	4443	1914
うち要援護者数	1316	386	1189	379
避難先地域	笹川地区外			
集合時間	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに
避難経路	東庄中学校への最短ルート	旧神代小学校への最短ルート	旧橘小学校への最短ルート	旧東城小学校への最短ルート
避難手段	近隣は徒歩 それ以外は可	近隣は徒歩 それ以外は可	近隣は徒歩 それ以外は可能	近隣は徒歩 それ以外は可能

	可能な限り車両乗り合わせ	可能な限り車両乗り合わせ	可能な限り車両乗り合わせ	可能な限り車両乗り合わせ	
避難開始日時	可能な限り速やかに避難開始	可能な限り速やかに避難開始	可能な限り速やかに避難開始	可能な限り速やかに避難開始	
<b>4 避難の実施に関し必要な事項(法第 61 条第 2 項第 3 号)</b>					
避難施設	名称	東庄中学校	旧神代小学校	旧橘小学校	旧東城小学校
	所在地	東庄町青馬 1752-1	東庄町窪野谷 1661	東庄町今郡 558	東庄町小南 941
	連絡先	0478-86-3131	0478-86-1221	0478-86-1221	0478-86-1221
避難に当たっての留意事項	<p>(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線・登録制メール等の手段を活用し、町民へのミサイル関連情報の伝達に努める。</li> <li>・ガラス等の飛散を避けるため、窓から離れた位置に避難する。</li> <li>・ドアや窓を閉め、換気扇を止める等、室内を密閉する。</li> <li>・ミサイル通過後、安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の伝達、町民の誘導等を実施する。</li> </ul>				
追加情報の伝達方法					
<b>5 避難住民の誘導に関する事項(法第 61 条第 2 項 2 号)</b>					
職員の配置場所・人数	安全に配慮しつつ各避難施設、避難経路上道路に適宜配置する。				
職員間の連絡方法					
要援護者の避難誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者台帳を基に福祉担当が呼びかけの実施を行う。</li> <li>・要配慮者施設利用者・入居者は各施設の車両を利用し、水防法の避難確保計画に準ずる各避難施設に避難する。</li> </ul> <p>※笹川地区に所在する要配慮者施設の利用者は笹川地区外の緊急一時施設に避難する。</p>				
残留者の確認方法	警察・自衛隊において屋内避難の呼びかけ誘導を行う。				
<b>6 緊急時の連絡先</b>					
東庄町 国民保護対策本部	電話：0478-86-6082 FAX：0478-86-2312				